号 外 (\equiv)

八

日

平

成二十五年 二 月

規

則

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月八日

(環境管理課)

_;

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

目

次

規

則

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二号

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 岐阜県環境影響評価条例施行規則 (平成七年岐阜県規則第六十七号) の一部を次のよ

の手続 (第三十七条 第四十条)」を「第四章 削除」に改める。 「第三十条の二」を「第三十条の三」に、「第四章(第二種対象事業に係る環境影響評価) 目次中「第一種対象事業に係る」を削り、「第十六条の三」を「第十六条の四」に、

第三条中「及び別表第二」を削る。

第四条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

手続」に改める。 「第三章(第一種対象事業に係る環境影響評価の手続」を「第三章)環境影響評価の

び方法書要約書」を加え、同条第二項中「方法書」の下に「及び方法書要約書」を加え、 「知事に」を「それぞれ知事に」に改める。 第五条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第一項中「方法書」の下に「及

五号中「方法書」の下に「及び方法書要約書」を加える。 第六条第一項第二号及び第三号中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、 同項第

同条の次に次の三条を加える。 第七条第一項中「方法書」の下に「及び方法書要約書」を加え、同条第二項を削り、

号 外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県 公 報

発行

平成二十五年二月八日

4

(方法書の公表等

- 第七条の二 条例第八条第一項の規定によるインターネットの利用その他の方法による とする。 方法書及び方法書要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うもの
- 事業者のウェブサイトへの掲載
- 前二号に掲げるもののほか、事業者が利用できるウェブサイトへの掲載 関係市町村のウェブサイトへの掲載(関係市町村の協力が得られた場合に限る。)

(方法書説明会の開催方法等)

第七条の三 条例第八条の二第一項の規定による方法書説明会は、関係地域の規模、関 係住民の利便性等を勘案して開催する日時及び場所を定めるものとし、必要に応じて、 関係地域を複数の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

2 るものとする。 条例第八条の二第一項ただし書の規定による協議は、別記第五号様式により申し出

3 により行うものとする。 条例第八条の二第二項の規定による方法書説明会の開催の通知は、別記第六号様式

第七条の四 条例第八条の二第四項の規定による報告は、方法書説明会を開催した場合 にあっては別記第七号様式により、同条第三項の規定により方法書説明会を開催する (方法書説明会の開催報告等) 第六条第二項の規定は、条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。

第八条第一項第二号中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

ことができなかった場合にあっては別記第八号様式により行うものとする。

岐

を「対象事業」に改める。 第三」に、「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、同条第二項中「第一種対象事業」 第九条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条第一項中「別表第四」を「別表

項中「準備書」の下に「及び準備書要約書」を加える。 び準備書要約書」を加え、「別記第四号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条第二 第十条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第一項中「準備書」の下に「及

とあるのは「準備書要約書」と、同項第六号」に改める。 第十一条後段中「第六条第一項第六号」を「第六条第一項第五号中「方法書要約書」

える。 第十二条中「準備書」の下に「及び準備書要約書」を加え、同条の次に次の一条を加

(準備書の公表等)

第十二条の二 第七条の二の規定は、条例第十四条第一項の規定によるインター の利用その他の方法による準備書及び準備書要約書の公表について準用する。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

(準備書説明会の開催方法等)

第十三条 第七条の三の規定は、条例第十五条第一項の規定による準備書説明会につい て準用する。

(準備書説明会の開催報告等

第十四条 第七条の四の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第八条の二

第四項の規定による準備書説明会の報告について準用する。

第十六条の二第一項第二号中「第一種対象事業」を「対象事業」 に改める。

第三章第三節中第十六条の三の次に次の一条を加える。

(見解書の公表

第十六条の四(条例第十九条の規定によるインターネットの利用その他の方法による見

第十七条第二項第三号及び第十八条第二号中「第一種対象事業」を「対象事業」 に改

解書の公表は、岐阜県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第二十九条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、 同条中 「評価書」 の下に「及び

評価書要約書」を加える。

「評価書」の下に「及び評価書要約書」を加える。 第三十条第一項第二号中「第一種対象事業」を 「対象事業」 に改め、 同項第三号中

の次に次の一条を加える。 第三十条の二中「評価書」の下に「及び評価書要約書」を加え、第三章第五節中同条

(評価書の公表等)

第三十条の三 第七条の二の規定は、条例第二十三条第一項の規定によるインター トの利用その他の方法による評価書及び評価書要約書の公表について準用する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(事業者の変更の公告事項等)

第三十二条の二 条例第二十六条の二第一項の規定により公告しようとするときは、 に掲げる事項を公告するものとする。 次

変更後の事業者の氏名及び住所

(3)2 2

- 対象事業の名称 変更前の事業者の氏名及び住所
- 変更年月日

第三十三条及び第三十四条の見出し中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、同 条第三項の規定は条例第二十六条の二第二項の規定による報告について準用する。 第六条第二項の規定は条例第二十六条の二第一項の規定による公告について、第六

条の次に次の二条を加える。

(対象事業の内容の変更の届出の公告事項等)

第三十四条の二 条例第二十七条の二第一項の規定により公告しようとするときは、 に掲げる事項を公告するものとする。 次

事業者の氏名及び住所

対象事業の名称

変更年月日

変更の内容

変更の理由

変更の届出の内容の公表方法

条第三項の規定は条例第二十七条の二第二項の規定による報告について準用する。 (対象事業の内容の変更の届出の公表 第六条第二項の規定は条例第二十七条の二第一項の規定による公告について、第六

第三十四条の三 第七条の二の規定は、条例第二十七条の二第一項の規定によるインター ネットの利用その他の方法による対象事業の内容の変更の届出の公表について準用す

第三十五条の見出し中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第三十七条から第四十条まで 削除

3)

る事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するもの」に改め、同条第二項中「五月 三十一日」を「六月三十日」に改め、同項ただし書を次のように改める 第四十三条第一項中「規則で定める事項は、次に掲げる事項」を「規定により作成す

> ただし、 事後調査の内容により知事が認める場合は、この限りでない。

第四十三条の次に次の三条を加える

(事後調査報告書の公告事項等)

第四十三条の二 条例第三十八条の二第一項の規定により公告しようとするときは、 に掲げる事項を公告するものとする。 次

- 事業者の氏名及び住所
- 対象事業の名称及び種類
- 三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

2

条第三項の規定は条例第三十八条の二第二項の規定による報告について準用する。 第六条第二項の規定は条例第三十八条の二第一項の規定による公告について、第六

(事後調査報告書の縦覧場所

第四十三条の三 第七条の規定は、条例第三十八条の二第一項の規定による事後調査報 告書の写しの縦覧について準用する。

(事後調査報告書の公表)

第四十三条の四(第七条の二の規定は、条例第三十八条の二第一項の規定によるインター ネットの利用その他の方法による事後調査報告書の公表について準用する。 第五十三条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第一中「第一種対象事業」を削り、同表一の項を次のように改める。

表第一号 に掲げる 条例別 画形質の変更に関する事業 一団の土地について行う区

う。)の施行(2から5まで に掲げる事業及び自然公園法 (以下「土地開発事業」とい 昭和三十二年法律第百六十 号) 第二条第六号の公園車

行する場合にあっては、施行区域百メートル以上の土地において施 行区域」という。)の面積が二十施行する土地の区域 (以下「施 の面積が五ヘクタール以上のもの ヘクタール以上のもの (標高千五

する法律(昭和四十一年法律 第百十号) 第二条第二項の流 流通業務市街地の整備に関 ル以上のもの 施行区域の面積が四十ヘクター

除く。)

に係る土地開発事業の施行を 第一項の都市公園の造成事業

栗又は都市公園法(昭和三十

年法律第七十九号) 第二条

改め、同表三の項中「ダム又は放水路の建設」を「条例別表第三号に掲げる事業」に改 下「一般国道等」という。)」を削り、「七・五キロメートル」を「五キロメートル」に を「五ヘクタール以上の」に、「変更後の面積が二十五ヘクタール以上となる」を「面 等の建設」を「条例別表第六号に掲げる事業」に改め、「 (以下「陸上空港等」という。)」 号に掲げる事業」に改め、「(以下「鉄道等」という。)」を削り、同表六の項中「空港 に改め、「以下同じ。」を削り、同表五の項中「鉄道又は軌道の建設」を「条例別表第五 め、「以下同じ。」を削り、同表四の項中「堰の建設」を「条例別表第四号に掲げる事業」 積が五ヘクタール以上増加する」に改める。 に改め、「 (以下「廃棄物最終処分場」という。)」を削り、「二十五へクタール以上の」 を削り、同表七の項中「廃棄物最終処分場の建設」を「条例別表第七号に掲げる事業」 別表第一二の項中「道路の建設」を「条例別表第二号に掲げる事業」に改め、「(以

岐

阜

県

うに改める。 め、同項第一号中「(以下 コニみ焼却施設」という。)」を削り、同号イ及び口を次のよ 別表第一八の項中「廃棄物処理施設の建設」を「条例別表第八号に掲げる事業」に改

- 設置 処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの
- 処理能力の合計が一日当たり百トン以上増加するもの

を次のように改める。 別表第一八の項第二号中「(以下「中間処理施設」という。)」を削り、同号イ及び口

処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの

1

П 処理能力の合計が一日当たり百トン以上増加するもの

別表第一九の項中「工場又は事業場の建設」を「条例別表第九号に掲げる事業」に改 同項イ及び口を次のように改める。

ルに相当する当該燃料の量が重油ーリットルに相当するものとして、重油の量に 新設 工場等で一時間当たり使用する燃料の量 (発熱量三十九・一メガジュー

換算した量 (以下「燃料使用量」という。) が四キロリットル以上のもの又は平

均的な排出水量が一日当たり五千立方メートル以上の工場等を設けるもの 変更、燃料使用量が一時間当たり四キロリットル以上又は平均的な排出水量が

一日当たり五千立方メートル以上増加するもの

別表第一十の項を次のように改める。

		事 表 ま ま り ま り う う う う う う う う う う う う う う う
3 電気設備に関する技術基準の設定除き、かつ、架空のもの設定除き、かつ、架空のもの設定を除き、からに類する施設を除き、からに類する施設を除き、からに関する技術基準のでは、	2 風力発電所の設置又は変更	の建設の総体をいう。)の他の施設の総体をいう。)の他の施設の総体をいう。)の他の施設の総体をいう。)の地の施設の総体をいう。)の建設
電圧が二十五万ポルト以上のも	加するもの ト以上のもの ト以上のもの イ 新設 出力が千五百キロワット以上増出力が千五百キロワット以上増 はりが千五百キロワッイ 新設 出力が千五百キロワッ	上のもの

別表第一十一の項を削る。

げる事業」に改め、同項第一号中「以下「建築物」という。」を削り、同項第二号中 「建設するもの」の下に「又は仮設のもの 別表第一十二の項中「高層工作物又は高層建築物の建設」を「条例別表第十一号に掲 (設置期間が三年を超えず、 かつ、当該工作

(5) 号 岐 別表第三 (第九条関係 物の構造が容易に移転し、 「工作物」という。」を削り、 別表第二を削り、別表第三を別表第二とし、同表の次に次の一表を加える。 対象事業の種類 に掲げる事業 条例別表第1 条例別表第一号 号 1 ヌ IJ チ ٢ 水 二 採石法 (昭和二十五年法律第二百九十一号) 第三十三 П 1 又は除去することができるものに限る。)」を加え、 二第一項の許可の申請又は同法第二十七条第一項の規定 第一項、第七十七条第二項若しくは第九十五条第一項の 条の二第一項、第五十一条の十第一項、第五十二条第一 協議の申出 又は第二十条第一項の認可の申請又は同法第四十三条の 又は変更 十一条の協議の申出 条の二第一項の規定による土地改良事業計画の策定 認可の申請又は同法第八十七条第一項若しくは第八十七 項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項又は第 条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一 十二条の二の協議の申出 条又は第三十三条の五第一項の認可の申請又は同法第四 の申出 岐阜県規則第四十四号) 第五条第一項の規定による協議 による保安林の解除の申請 条第二項の規定による通知建築基準法第六条第一項の確認の申請又は同法第十八 八条第一項又は第十二条第一項の許可の申請又は同法第 七十一条の三第十四項の認可の申請 同項を同表十一の項とする 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定によ 宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律百九十一号) 第 砂利採取法 (昭和四十三年法律第七十四号) 第十六条 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第七条 土地区画整理法第四条第一項、第十条第一項、第十四 岐阜県土地開発事業の調整に関する規則(平成十二年 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第十条の 道路法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請 行 為 以下 四 七 五 に掲げる事業 に掲げる事業 に掲げる事業 に掲げる事業 に掲げる事業 条例別表第六号 条例別表第五号 条例別表第三号 条例別表第七号 条例別表第四号 1 1 1 1 1 二 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) 第六条第一 П 二号) 第十三条第一項の認可の申請 は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請又 る訓令 (昭和三十三年防衞庁訓令第百五号) 第九条の規 法第五十五条の二第三項において準用する第三十八条第 条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同 政令第二百五十八号) 第六条第一項の規定による認可の 第一項の規定による認可の申請 第一項の許可の申請、同法第七十九条第一項の認可の申 可の申請 項、第十条第一項、 三条第一項若しくは第六条第一項の規定による届出又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第 四条第一項の規定による基本計画の作成 条第一項若しくは第四項の許可の申請又は同法第十八条 条第一項の認可の申請又は同法第九十五条の協議の申出 同法第三条第二項若しくは第六条第二項の許可の申請 第二項の規定による届出 足による告示 三項の規定による告示 請又は同法第九十五条の協議の申出 独立行政法人水資源機構法 (平成十四年法律第百八十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関す 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第三十八 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令 (昭和二十八年 河川法第二十六条第一項の許可の申請、 河川法 道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項又は第十二条 独立行政法人水資源機構法第十三条第一項の認可の申 特定多目的ダム法 (昭和三十二年法律第三十五号) 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第二十六条又は第三十条第一項の認 同法第七十九 第二十六条 第十五条 第

凤記第八号様式中「第14条」を「第7条の4、第14条」に、「説明会未開催理由等報	条第二項の規定による通知イー建築基準法第六条第一項の確認の申請又は同法第十八	一号に掲げる事業十一条例別表第十	号
本 準備書 説明安実施水光報音書 12 第15余男4項 ま 18 条の2男4項 (男15 条第2項で準用する場合を含む。) 」に改める。	請又は同法第四十八条第一項の規定による届出電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申	に掲げる事業 トースター トース の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	外 (3)
る。 	十四条第一項の規定による届出 ・ がイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項又は第一項の規定による協議の申出 ・ 大・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
「方法書 説明会開催場所協議書」以、「第15条第1項」を「第8条の2第1項」と 準備書 」 第15条第1項 」 コープログログラ はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	祭)上第一頁)見至こになる計では司法書三十二字)二二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十六条第一項の規定による雇出		岐
別記第4号様式、削除の記第1号様式・削除の3、第13条」に、「説明会開催場所協議書」	条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八八電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十七		阜
別記第四号様式を次のように改める。	条第二項の規定による通知ロー建築基準法第六条第一項の確認の申請又は同法第十八日を展出	はおける	県
第27条の2第2項	る諸当 イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定によ	九号	公
「第8条第2項 第14条第2項 第14条第2項 第14条第2項 第23条第2項 第26条の2第2項 日本の表的215. 第26条の2第2項	届出 五号) 第十二条第一項又は第十四条第一項の規定によ五号) 第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による協議の申出		報
н н	二 岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第五条第一項一七条第一項の規定による保安林の解除の申請し、森林法第十条の二第一項の許可の申請又は同法第二十八、森林法第十条の二第一項の許可の申請し、都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請出、出		平成 25 年 2 月
別表第五を削る。 の規定による協議の申出	第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請又イの廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条	に掲げる事業 八条例別表第八号	8日
二岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第五条第一項七条第一項の規定による保安林の解除の申請・大条第一項の規定による保安林の解除の申請・大条第一項の許可の申請又は同法第二十八条第一項又は第二項の許可の申請	の規定による協議の申出 「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第五条第一項と条第一項の規定による保安林の解除の申請 ・「森林法第十条の二第一項の許可の申請又は同法第二十		(6)

別記第9号様式 (第10条関係)

岐阜県知事

攃

年

回

Ш

関係市町村長

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

끔

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

遺影 響評価準備書提出

提出します。 岐阜県環境影響評価条例第13条の規定により、環境影響評価準備書を別添のとおり

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とすること。
- の種類及び(「対象事業の種類」の欄には、別表第1の事業の種類の欄に掲げる事業)内には当該事業の種類ごとに要件の欄において示さ
- れている内容を記入すること。 **を添付すること。** 関係地域及び事業の範囲を示した地図(縮尺25,000分の1程度のもの)
- 受理年月日 根拠法令の名称及び条項並びに手続の進行状況を記入すること。 を実施するにつき必要な許可、認可その他これらに相当する行為の種類 「対象事業の実施に必要な許可等の種類及び内容」の欄には、対象事業 併 回 Ш 是番野盛号

平成二十五年二月八日発行

発 発 行 行 所 者

岐 岐

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐阜文芸社